

倉敷市環境審議会（平成27年度第4回）議事録（要旨）

日 時 平成28年2月2日（火）

14:00～16:00

場 所 倉敷市環境学習センター 環境学習教室

出席委員 浅野委員、天本委員、池田委員、大寫委員、大森委員、小川委員、
沖委員、片岡委員、加藤委員、北畠委員、田口委員、野島委員、
平本委員、藤原委員、三宅委員、宮野委員、横田委員

事 務 局	環境リサイクル局	中野局長
	環境政策部	永瀬部長、佐藤次長
	環境政策課	納所課長補佐、若狭係長、笹川係長、三宅係長、大山技師
	地球温暖化対策室	澁谷室長
	環境監視センター	平子所長
	環境学習センター	荻野所長
	一般廃棄物対策課	土屋係長
	土木部	平松部長、原参事
	公園緑地課	古谷副参事、藤原係長

傍聴者 0 名

報道関係 0 社

1 資料確認

2 あいさつ（環境リサイクル局 中野局長）

3 開会

（事務局）

それでは、これから平成27年度第4回環境審議会を開催いたします。

本日、小林委員、竹内委員の2名が所用等により欠席されておりますが、19名中17名ということで定数の過半数を超えておりますので、本日の審議会は成立していることをご報告いたします。

それでは、今後の議事進行につきましては、審議会条例第6条の規定によりまして、会

長にお願いしたいと思います。会長、よろしくお願いいたします。

(会長)

皆さんこんにちは。今日はご多忙のところ、水島までわざわざお越しいただきありがとうございます。

お話がございましたように我々の審議も4回目ということになります。今年も新年に入りまして、1か月があっという間に過ぎて、明日明後日は節分、立春という季節の移り変わりが非常に速いと思っております。審議会の方も今日を最終といたしまして、形も現れてきたものを最後まとめさせていただきたいと思っておりますので、いつものとおり活発なご意見を頂戴できればありがたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは議事に先立ちまして、本日の会議の議事録署名委員を、藤原委員と三宅委員にお願いいたしたいと思っております。よろしくお願いいたします。

それから本審議会は公開としておりますが、本日は傍聴者される方あるいは報道機関の方はいらっしゃいません。

4 議事

(会長)

それでは、議事に移らせていただきます。まず1つ目でございます。平成27年度版倉敷の環境白書について、ということで事務局よりご説明をお願いいたしたいと思っております。

(1) 平成27年度版倉敷の環境白書について

(事務局)

これより、平成27年度版倉敷市環境白書についてご説明いたします。

まず、初めに、お配りしておりました「倉敷の環境白書」及び「環境白書資料編」につきまして、訂正表をお付けさせていただいております。大変失礼いたしました。

今回は平成26年度の環境の現状につきまして、表紙に議事1と書いた概要版を用いてご説明させていただきます。なお、環境白書の後半の106ページからの施策の進捗状況につきましては、第2回審議会の方でご説明いたしましたので、今回省略させていただきます。

まず、概要版を1枚めくっていただきまして、1ページ、2ページをご覧ください。こちらがトピックスになりますが、平成26年度の新規事業や施策として、5つを掲載させていただいております。

まず左の1つめ、こちらが当審議会において本日もご審議いただいております「緑の基本計画」の策定に向けて。

その下2つめが、昨年度環境衛生協議会のご協力を得ながら試行させていただきましたイエローカード作戦のこと。

右の2ページに移りまして、3つめが倉敷市一般廃棄物処理基本計画　くらしキック20

の改定のこと。

その下に移りまして 4 つめ、事業者により市所有の公共施設の屋根及び遊休地を貸し出しまして、太陽光発電システム等を設置するなど有効活用する事業の開始について。

そしてその下に移りまして、最後に、児島下水処理場におきまして下水処理場経費の削減及び温室効果ガスの排出量削減に向けた、消化ガス発電工事の着工について取り上げております。こちらのトピックスについては、市民の皆様へ分かりやすく情報をお伝えすることを目的に掲載させていただいております。

次に 1 ページをめくっていただきまして、3 ページをお開きください。

環境に関する市民の関心について、アンケート調査結果を掲載しております。この結果については、第 2 回の審議会においてもご説明しておりますが、市民の方が重要と考えているものについて、⑦「安心安全な生活環境」、⑬「子どもたちへの環境教育」、⑥「クリーンな大気環境」、⑤「良好な水環境」といったものの割合が高い傾向でありまして、一昨年と同じ傾向となっております。また、現状で効果が上がっている、満足していると考えているものは②「まちの緑化」、③「美しい景観」、⑤「良好な水環境」といったものでした。

次に、右の 4 ページに移りまして、倉敷市の環境関係経費の推移についてです。こちらにありますグラフのとおり、ここ数年、少し減っているような傾向があります。市の支出全体の概ね 1 割弱の 223 億円程度となっております。

次のページを開いてください。5 ページになりますが、ここからは環境施策の推進としまして、まず「身近な自然の保全」についてご説明いたします。

平成 26 年 3 月に策定しました生物多様性地域戦略の推進について、当審議会でも昨年度ご報告しておりますが、生物多様性地域戦略の普及啓発のため、概要版と子ども向け概要版のリーフレットを作成し、各方面や子どもの学習の機会に配布させていただいております。

また、当審議会と兼務されている方もいらっしゃいますが、倉敷市生物多様性地域戦略推進委員会を設置し、推進体制を整えております。

右の 6 ページ、「水質汚濁の防止」に移ります。

まず、下水道などの普及率について、グラフを見ていただきたいと思います。グラフのとおり少しずつ普及率は上昇しておりまして、平成 26 年度末、合併浄化槽と下水道の普及率をあわせて、87.0%となっております。

次に、6 ページの下の方になりますが、海域の水質の状況についてです。7 ページを見ていただきたいのですが、水質の汚れをみる指標の 1 つであります COD の経年変化のグラフを表しております。平成 26 年度は環境基準点のうち 3 地点で環境基準値を超過しておりました。

次に右の 8 ページですが、工場・事業場への対応について、倉敷市内には排水について規制のかかる工場・事業場が多くあり、そのような工場・事業場に対して立入調査を行い、

水質調査を実施しています。平成 26 年度は 135 か所の事業場に立入調査を行いまして、排水の違反率は 1.8%になりました。違反があった場合は、排水処理施設の改善指導や再度の立入調査を実施しております。

8 ページの下の方をご覧ください。「大気環境の保全」に移ります。

まず、工場・事業場への対応についてですが、工場・事業場から排出される煙などについて、硫黄酸化物や窒素酸化物、ばいじん、有害物質などを規制するため、工場・事業場に立入し、排ガスの調査を実施しました。

大気汚染防止法に基づく調査では 55 事業場に立入調査し、5 件の自主測定の未実施や 2 件の測定頻度不足について適正に行うよう指導し、6 件の施設の設置又は変更未届出や 3 件の施設の廃止未届出について適正に届出するように指導しております。

このほかにも 25 事業所ではばい煙発生施設の排ガス中のばい煙測定を行い、基準を超過した 1 事業所について指導を行っております。また、次のページになりますが、県条例に基づき有害ガス発生施設のある 3 事業所で測定を行い、基準を超過した 1 事業所について指導を行っております。

次に 9 ページの下の方をご覧ください。大気汚染常時監視について、市内の大気環境の状況を調べるために、現在 24 ヲ所に大気測定局を置き、環境監視センターで 24 時間のデータ収集を行っております。

測定結果につきましてはグラフに示しておりますように、二酸化硫黄、二酸化窒素、浮遊粒子状物質などの項目は概ね減少傾向にあります。しかし、光化学オキシダントについては、近年、横ばいないし増加の傾向にあります。

環境基準の達成率について、26 年度は光化学オキシダント、微小粒子状物質である PM_{2.5} について、環境基準を達成していない状況となっております。

そのうち、光化学オキシダントについては、夏場に濃度が上昇しやすい傾向で、濃度が高くなった時には、オキシダント情報や注意報を発令し、ラジオやインターネットなどを通じての注意喚起や被害が出ないように学校等へ連絡しております。また、発令時には、水島地区の主要工場に対して、原因物質である窒素酸化物などの削減要請を行っております。

また、平成 24 年ごろから関心の高まっている PM_{2.5} について、平成 26 年の 10 月ごろに中国で 500 マイクログラムを超える高濃度となり、ニュース等でも報道されておりました。倉敷市を含む岡山県下では PM_{2.5} の濃度が上昇した場合、ラジオやインターネットなどを通じて注意喚起を行う体制を敷いております。

次に 10 ページをご覧ください。

発がん性などが指摘されている有害大気汚染物質についてですが、環境基準が定められている 4 物質について、平成 26 年度の測定結果はすべての測定局で環境基準を満足しておりました。

なお、ベンゼンにつきましては平成 19 年度以前と平成 25 年度に松江局などで環境基準

を超えたため、濃度が高くなった場合の立入等による指導や監視体制の強化を行っております。

次に 11 ページをお開きください。

騒音・振動の防止についてですが、毎年様々な苦情や相談が寄せられているため、工場・事業場に対する指導などを行っておりますが、これらの苦情は個人差や、趣味・嗜好、体調にも左右されるため、規制の難しい環境問題となっております。

表に新幹線騒音及び振動の結果を掲載しておりますが、騒音について、すべての測定地点で環境基準を超過しておりました。そのため、継続的に J R 西日本に対して騒音対策の要請を行っております。

また、振動については指針値を満足している状態です。

右の 12 ページをご覧ください。

化学物質による汚染状況の把握として、まず、P R T R 法についてですが、P R T R 法により、事業者の化学物質の排出量及び移動量の把握を行っております。平成 26 年度は前年度に比べて排出量及び移動量が減少しております。

また、こちらのグラフを見ていただくと平成 24 年度の値が急増しておりますが、これは、計算マニュアルの改定により鉄鋼業において再生資源として搬出されたスラグについて、計算に加えることとなったためです。再生資源として扱っていること等から、特に環境への負荷等が急増したということではございません。

次に 12 ページの下をご覧ください。

同じく、化学物質対策として、ダイオキシン類の調査結果をお示ししております。この調査は毎年度実施しておりますが、河川及び海については環境基準を達成しております。しかし、地下水においては測定した 3 地点のうち 1 地点で環境基準を超過しました。基準超過の原因はわかっておりませんが、周囲の汚染は確認されていない状況です。

続きまして、13 ページですが、公害苦情の件数を示しております。平成 26 年度は 221 件のご相談がありました。その内容につきましては、水質汚濁に関するもの、大気汚染に関するもの、騒音に関するものの順で多くなっております。ご相談があった際には、できるだけ現地に速やかに向かい、当事者に指導や助言を行っております。

次に 13 ページの下の方に移りまして、地域の環境美化の推進についてですが、トピックスにも取り上げておりましたイエローカード作戦についてです。飼い犬のふんを放置する飼い主に対し、放置された犬のふんを持ち帰るよう様々なイエローカードを設置し、ふん放置をさせないようにする取り組みの試験実施を平成 26 年 8 月から平成 27 年 2 月まで市民団体の協力を得て行いました。

続きまして右の 14 ページをご覧ください。

廃棄物減量とリサイクルの推進についてですが、まず、ごみの排出量の推移をご覧ください。平成 26 年度のごみの排出量は約 17 万 5 千トンでした。前年度と比較して、家庭ごみは約千トン、事業ごみは約 4 千トン増加しております。このため、家庭ごみ、事業ごみ

ともにより一層のごみの排出抑制、再資源化に対する周知・啓発等に取り組むを行っております。

次に 14 ページの中ほどになりますが、5 種 14 分別収集について、右のグラフに資源ごみの回収量について示しております。前年度と比較しごみの排出量が増えているにもかかわらず資源ごみの回収量は減少しています。燃やせるごみの中に資源化できるものがまだ多く含まれているのが現状ですので、資源化を進めるため、引き続き、分別の徹底について周知していく必要があります。

次に 14 ページの下に参りますが、リサイクルの達成状況については、資源循環型の廃棄物処理施設である水島エコワークスにより、全国的にも高いリサイクル率となっています。しかし、水島エコワークスでのリサイクル分を除くとリサイクル率は 13.3%と低いため、出前講座やごみステーションでの早朝指導など、より一層の意識啓発を進める必要があります。

つづきまして、15 ページをお開きください。ここからは、地球温暖化対策についてご説明いたします。

まず、住宅用太陽光発電システム設置補助金制度についてですが、戸建住宅への 26 年度の補助件数は約 500 件の補助を行っています。固定価格買い取り制度の下落などから 25 年度と比較して補助件数が約半分に減少したと考えております。

また、平成 26 年度から共同住宅を対象とした太陽光発電システム導入への補助を開始しており、30 件の補助を行いました。

次世代エコハウス整備促進補助制度について 26 年度は 7 件の補助を行っています。

右の 16 ページをご覧ください。

倉敷市役所の施設から排出された温室効果ガスの排出実績についてですが、26 年度は基準年に比べると約 7%減っております。これは、倉敷市役所が組織として省エネへ取り組んだことや、ごみ分別などでごみの中のビニールなどが焼却される際に発生する二酸化炭素の量が減ったためです。引き続きハード・ソフト両面から削減に努めてまいります。

次に 17 ページをお開きください。

環境教育・環境学習の推進について、今後様々な環境問題の解決には市民一人ひとりが行動することが必要です。そのために、環境教育や環境学習を行っていくことが重要ですが、特に次世代の担い手である子どもたちへ、より力を入れて取り組み、環境に対する意識の向上、また、自ら行動する大人になることを目指しております。

ここでは、その事例として 2 つ取り上げておりますが、まず、エコライフチャレンジについて、26 年度は認定 NP0 法人おかやまエネルギーの未来を考える会と協働で、市内の 7 つの小学校で実施し、457 人が参加しております。

次に、エコサマースクールについてですが、アスエコやみずしま財団などと連携し、夏休みを利用した体験型環境学習講座を 20 講座開設し、680 人が受講しました。

最後に、ご審議いただく中で何度かご意見がありましたため、今年から環境白書の対象

と考えております、中学校の図書館へ環境白書の冊子を置いていただくようお願いしております。

以上で説明を終わらせていただきます。

質疑応答等

(会長)

どうもありがとうございます。倉敷の環境白書 27 年度版概要版でご説明いただきました。ただいまのご説明に対しまして、ご意見ご質問がありましたらお願いいたします。

(委員)

3 点聞きたいのですが、1 つは海域の水質のところですが、最近瀬戸内海は貧栄養化の問題の方が逆に出てきていて、海の家藻の色落ちとか海洋産物への影響ということで、窒素・リンの量については見方が変わってきているような気がするのですが、環境白書では今の瀬戸内海の窒素・リンの取り扱いの変化に対して全然触れていなくて、従来型の昔の単なる窒素・リンを規制してきた赤潮対策のような部分だけなんです。周辺の寄島漁協とか色んな魚介類の問題とか海産物とか色落ちとか色んな問題について、海の環境は最近よく気にされますので、少し窒素・リンについても今のよう状態でいいのかどうかももう少し考えた方がいいんじゃないか、ということが 1 つ気になりました。

その次は大気のところ、PM2.5 の件、先ほど説明でも触れられたんですが、この資料の中でも PM2.5 については全部の測定点で基準値を超えていると、基準値を超えているので今年は成分分析も 4 回やりましたということが載っているのですが、成分分析をやったその中身は何だったのか、結果はどうだったのか、その結果をどういう考察をしてどう扱うのかということが気になります。全地点超えているから成分分析やりましたという記述だけが載っていて、中身はどうだったか、どう考察したらいいかについては触れていないので、特に PM2.5 は重要な大きな問題でもありますから、せっかく成分分析もやったのであれば、その結果とどのように考察したのかは述べておいた方がいいんじゃないかなと思いました。

もう 1 点、ダイオキシン類のところ、地下水で基準値を超えているところについては原因不明で、周りに汚染はないんじゃないかと書いてあるんですが、高い値が出るということは何らかの原因は必ずあるということで、測定ミスならいいのですが、大事な問題点があるのを見落としてしまっている可能性がないのかどうか。できる限り根気よく、何で超えたのか、測定ミスなのか、原因については原因不明で終わらすのではなくて、それに対してちゃんと、本当に大きな問題が見落とししていないかということにももう少し踏み込んでおいてもらいたいかなと思いました。

その 3 点が気になったので言わせていただきました。

(会長)

ありがとうございます。事務局の方からご説明がございましたでしょうか。

(事務局)

今おっしゃられた 3 点についてですが、全部ごもっともなお話でございます。海域の窒素・リンにつきましては国の方でも見直しを考えておりまして、審議会などでどうするかということを審議している途中です。本編の方には今までのデータも載せておりますので、次年度以降の記載につきましては、これを踏まえまして検証して必要な記載を加えていきたいと思いますので、今年度は申し訳ありませんが結果だけになっております。

つづいてPM_{2.5}の方ですが、これは国の方もいろいろ報告書を出していますけれども、平成 25 年に公表された環境省の説明で、ネットにも出ているものが最新だと思います。一次生成と二次生成とで、生物生成だったり発生源由来だったり、データの知見を集めているところが多いので、環境白書に載せるまではどうかなというのが私の個人的な意見です。国の方もまだ知見を集めている段階だと思いますので、いずれは分析した結果がどうかというのは公表できればと思いますが、この白書で載せるかどうかということは、まだ分析の途中でありまして、白書に載せるまでの内容かどうかという検討が必要かと思っておりますので検討させていただきたいと思います。

それからダイオキシンの方ですが、これにつきましてはプレス発表などもさせていただいております。予算をとって詳細調査する予定になっております。今の段階で言いますと周辺で飲用があるかどうかの調査も早急にやっております。それから分析が正しいかどうかということも検証させていただきまして、実際に高い濃度が存在しているという認識でおります。今予算の関係もありますが徐々に詳細な調査をしてどういう原因が究明するようにやっております。まだそこまで結果が出ていないのですが、まさに今やっている最中で、現段階でできることはやっております。何かあれば情報提供しなくてはいけないと考えております。もしそういうことがありましたら、市議会の方にも報告している案件ですので明らかにしていこうということも考えております。

(会長)

ありがとうございます。よろしいでしょうか。

今年の 27 年度版に出すには時期尚早のところがあるということでご理解いただければと思います。特に瀬戸内海の方の水質は私も関係しておりますが、今まさにご回答がありましたとおり、色々と定めつつあるところで、先に一部これに倉敷市が記載してしましますと逆に問題が出る場合もございますので慎重に検討しながら、次回に向けて作っていただきたいということでよろしくお願いいたします。

他にございますでしょうか。

(委員)

私はかなり昔に分析化学、地球化学をやっており、環境科学そのものはやっていなかったんですが、例えば大気汚染、水質汚染といろいろあります。大気汚染のNO_xとかSO_xとかPM_{2.5}は現在のところどのような分析装置、例えばガスクロとか小型マスとか、そういうのも進展していると思うんですが、実際倉敷市は観測所でどのような分析装置、あるいは分析手段で化学分析しているのか。専門的になってすみません。もし化学の人がおられればお願いします。

(事務局)

ただいまのご質問ですが、大気分析で自動分析、自動測定をやっておりますのはそれぞれについて、例えば、SO₂でしたら湿式の吸収型の分析装置を使っておりますし、オキシダントは基本的にはオゾン測定する形の分析、二酸化炭素の場合はガスクロベースの自動測定器といったような状況で、全国的に汎用の機械を使っております。それらのデータは光通信等々を使って、このセンターのテレメータ室に一元的に集約してデータを見られるような状況にしております。それから有害成分とかにつきましては、こちらの分析室の方に、有害大気でしたらガスクロマトグラフィー質量分析装置(GCMS)、水質の関係でしたらヘッドスペースのガスクロの質量分析装置、農薬もGCMSを使っております。あと、悪臭とかはシングルのガスクロマト、あと液体クロマトグラフィーとかイオンクロとか金属の分析に使いますICP発光分析装置、そういったものは導入しております。

国の告示とかJISとか通知とかに基づいて、指定された機械をすべて対応してやっておりますし、もちろん手分析もあります。そういった状況です。

(委員)

意見があつて聞いたんですが、24 か所と測定箇所がかなりあるということは簡易的に小さい装置でできるのでしょうか。

(事務局)

拠点の局とかピンポイントの単項目の局とか地区によっていろいろバリエーションはありますが、機械については基本的に国の方が示しておりますマニュアル・ガイドラインに示した機械そのものを使っていますので、そういう意味では簡易ではないです。

(委員)

ここから意見で、30 年位前ですが、私が分析化学、地球科学をやっていたときに、当時は分析装置がかなり大きかったです。24 か所ぐらい倉敷市でされているということで、もし、ひょっとと機器分析が進展して装置が小さくなっていると思うので、例えば、簡易的な安価な分析装置が出てくれば、倉敷市内各小中高大学に全部設置して、それからコンビ

ュータで常時理科室とか広報室とかに展示すれば環境教育にとか。生徒の環境意識もずいぶん高まっておりますし、インターネットの衛星通信、GPSなども進歩しておりますから、理想かもしれないですが、そういうのとも組み合わせて市内全部の学校とか公民館に設置すればと思ったりしたんですが、どうでしょうか。

(事務局)

ご意見ありがとうございます。なかなかコストもかかることでして、かなり汎用化しているとはいえども、なかなかテレビのように一家に一台というわけにもいかないの、コスト的にはそこまで下がりきらない関係もあります。全小中学校公民館に対応するとなりますと、設置費用だけでなく、維持コストがかなりかかりますので、そのあたりがなかなか難しいかなと思います。測定ポイントにつきましては市内全域を代表するようなポイントを以前から推定しておりますし、水島地区でしたら発生源の近くということもあり、影響が出やすそうな地区について設置して監視をしておりますので、基本的には現行の施設の範囲内で市全体の網羅したデータはとれているかなとは思っております。

(委員)

ひょっとして私が見落としているかもしれないんですが、大気汚染のところで測定結果のグラフと説明があり、環境基準値を超過とか指針値を超過と書いてあるんですが、環境基準値がどのくらいとか指針値がどのくらいとかいうのは、他のダイオキシンとか有害大気汚染物質のところでは書いてあるんですが、このグラフに限って書いていない気がします。僕が見落としてないんであれば、どこか用語解説のところにでも基準値を明記していただいた方がいいと思います。

(会長)

お願いします。

(事務局)

大気の常時監視の達成率等について、基準値の記載がないというご意見をいただきました。こちらは今回の審議会のために作成させていただいた概要版となっております、実際に基準値の数値等については本編・資料編の方に記載させていただいている状況となっております。今、こちらに記載があった方がわかりやすいというような意見をいただきましたので、来年度から検討させていただければと考えております。

(会長)

今のような話でよろしいですか。

(委員)

本編の冊子の方にもどこかに載っているかもしれませんが、文書の方でちょっと載っていない気がするんです。基準は調べればわかるんですが、出せるのであればどこかにご記載ください。

(会長)

この概要の位置づけを少しご説明いただいて、簡単に直せるかどうか。

(事務局)

今すべてを見てはおりませんが、概要版につきましては当審議会用に作ったものにございます。こちらの環境白書については皆さんに発行するものですので、先ほど言われたように、その表を見て基準がいくらとかいうのがわかりやすくなるように改変したいと思いますのでよろしくお願いします。

(会長)

ありがとうございました。他にはありませんか。

(委員)

この環境白書ですが、何冊作ってどこにどのように配布したのかというのは、環境白書に明確にしておいたらと思います。

裏表紙の少し手前に、この白書について、ご意見ご感想等がございましたら下記へお寄せくださいとありますが、市民の方もしくは配布された方から意見があったことはありますか。

(事務局)

環境白書内にどこに送ったか記載をというお話でした。環境白書の送り先としまして、市役所各支所の窓口に設置していただくようにもさせていただいたり、各公民館に送らせていただいていたたり、図書館に送らせていただいていたたり、また、お話しさせていただきました各中学校の図書室にも置いていただくように冊子を送らせていただいているような状況です。白書内にどこに送ったかの記載についてなのですが、こちらの方も検討させていただければと思います。

次に市民の方からのご意見ご感想がありましたら下記へお問い合わせくださいということで、どのくらい寄せられているかについてでよろしかったでしょうか。

(委員)

はい。

(事務局)

事務局の方に送られている意見につきましては、これを見て意見を送られたのかどうかはわからないのですが、お問い合わせ等で5件から10件くらいはいただいているような状況でございます。例えば、騒音の話であったり、水質のご相談であったり、そういったものにつきましては公害苦情のページに載っているような相談数でありましたり、白書についてのご相談はだいたい5件から10件くらいになるのかなと。

(委員)

どこの誰から意見があった、コメントがあったかというそこまでの識別はいらないかもわからないんですが、やはり市民の方からこういった意見なりコメントがあったということとはどこかに記載をしてどういう回答をしたか、もしくはどういう対策をとったかというところは明確にしておいた方が、同じ市民として同じ目線で聞けるかなという気がしますので是非ご検討ください。

(会長)

ありがとうございました。ただいまのご意見に関して、ご検討いただきまして、ご回答いただければと思います。

他にはよろしいでしょうか。

(委員)

エコライフチャレンジとかエコサマースクールとかいろんな形で環境教育の活動も伝えられているんですが、この環境白書そのものは、結構関係図とか出されていますけれど、倉敷の場合はこれで全部小学生とか皆さんこれを見てねという感じで、例えば、環境省の場合だったら、図で見る環境白書とかこども環境白書というのは、より一般の人たちとか子どもとかができるだけ見て、また環境学習とかに使いやすいように図とかで編集したものとか、要は一般の人が使える環境白書ですね、そういう一般向けとか小学校の環境学習用とかにそれ用の概要版で、こども環境白書とか図で見る環境白書のような倉敷版を作るっていう、そういう環境教育支援はないんですか。

(会長)

いかがでしょうか。

(事務局)

倉敷市の環境白書は、お手元に配布させていただいているものがすべてになります。ご指摘をいただきましたような、環境教育とか子ども向けの概要版であるとか集約版であるとか、そういったものは現在できておりません。環境学習センターは学校園と繋がりがあ

りまして、いろいろ環境教育に役立ちたいというご意見を伺いはするのですが、なかなかどういったものが学校園に対して提供できるかというところもまだ勉強もしつつあるという状況でございまして、本日ご意見をいただきましたことは、勉強させていただいて、今後につきましてできることがありましたら、概要版なり集約版なりが提供できるようなものにできればと考えております。

(会長)

よろしいでしょうか。ただいまの委員のご発言は非常に良いことではないかと思います。ただ予算化も必要だと思いますので、是非ともこれからご検討いただいて、まずは子ども向けというところにもご注意いただければありがたいと思います。

他にはよろしいでしょうか。今回いただきましたご意見は、即この平成 27 年度版に反映するにはかなり難しいと思います。簡易的なことは訂正していただければよろしいのですが、そうでないものは平成 28 年度向けということで、頂戴いたしましたご意見を反映していただければありがたいと思っております。よろしいでしょうか。どうもありがとうございました。

(2)【継続審議】次期倉敷市緑の基本計画について

(会長)

それでは次の議題に移らせていただきます。これは継続審議で皆様にずっとご審議いただいております「次期緑の基本計画」についてでございます。事務局よりまずご説明をお願いいたします。

(事務局)

本日の緑の基本計画の資料としては、冊子になっておりますが A 4 の右上に「議事 2-1」と書いてある「倉敷市緑の基本計画（原案）」、同じく「議事 2-2」と書いてあります「パブリックコメント集約結果」、A 3 の右上に「議事 2-3」と書いてあります「緑の個別事業（案）」、それと、本日配布しております、パワーポイントの紙の資料をご用意いたしました。

次期緑の基本計画におきましては、去年の 7 月に諮問を行いまして、今回で 4 回目となり、最終の審議としてお願いしたいと考えております。前回の審議以降、計画書（素案）につきまして、パブリックコメントとして広く市民の方から意見を募集いたしました。結果としましては、3 名の方から 7 件のご意見が出ました。本日の資料の倉敷市緑の基本計画（原案）につきましては、これらの意見を反映させたものとなっております。

本日は最初に、緑の基本計画の全体につきまして概要を説明させていただきます。その後、昨年末から行っていましたパブリックコメントの結果として、ご意見と市の考え方を報告させていただきます。最後に、来年度から次期緑の基本計画を進めていきますが、現在考えています倉敷市の緑の個別事業（案）を紹介したいと思います。

最初に「倉敷市緑の基本計画（原案）」の概要を説明させていただきます。緑の基本計画の「計画策定の背景」ですが、本市では、緑のまちづくりを総合的かつ計画的に実施するため、平成 8 年に『緑の基本計画』を策定し、豊かな緑の保全、都市公園の整備など積極的に施策を推進してきました。

現行計画の目標年次である平成 27 年度を迎えるにあたり、上位・関連計画との整合、社会経済情勢の変化への対応を図るとともに、さらなる緑豊かなまちづくりに取り組んでいくため、新たな計画の策定を実施することとしました。

「計画の概要」ですが、都市緑地法第 4 条に規定された「緑の基本計画」は、緑のまちづくりを総合的かつ計画的に実施するための指針として、市町村が長期的な視点に立って緑の将来像を定め、その実現に向けた施策として緑地の保全、公園の整備、公共施設や民有地の緑化及び意識啓発などの方針を明確にした計画のことです。

「対象とする緑」は、山林や農地、街路樹、住宅地の樹木や草花など、一般的に緑と認識されるものに加え、公園や裸地（グラウンド、原野等）、水面（河川、ため池等）、水辺など、自然的な土地利用が図られているすべての土地を「緑」の対象としております。

つづきまして、「緑の機能」ですが、緑は多様な機能を有しています。大別しますと、4 つの機能に分けることができます。生物多様性の維持、都市微気候の調節、大気汚染の浄化などの「環境保全機能」、休養、遊戯、散策など様々な余暇活動に対応する「レクリエーション機能」、災害時の避難地、防風・延焼の防止、工業地帯からの影響を緩和する緩衝緑地など「防災機能」、美しい都市景観や自然景観などうるおいと美しさをもたらす「景観形成機能」、以上、緑はこのような機能に分けることができます。都市環境をまもり、快適で安心・安全な質の高い暮らしを実現するためには、その機能を認識し、全ての人々により緑を守り育てていくことが必要です

近年社会問題化している地球温暖化の進行や生物多様性の損失など、緑に関連の深い問題についても配慮して、緑のまちづくりを進めていくことが必要となっています。これらについても、「今、緑に求められていること」として、緑の基本計画への要求事項としてとりまとめています。

低炭素都市づくりに向けて、地球温暖化、ヒートアイランド現象等を背景として、低炭素都市づくりの必要性が高まり、CO₂の吸収源、冷暖房等からのCO₂排出量の間接的な低減への寄与などの観点から、都市における緑の量的・質的な充実が求められています。

もう 1 つが生物多様性の保全に向けてです。生物多様性の恩恵により人類が生存し、地域独自の文化の多様性を支えています。こうしたことから、生物多様性の保全に向けて、生物の生息地・生育地である緑をつなぐ「緑のネットワーク」の形成が求められています。

最後に、コンパクトなまちづくりとの連携です。人口減少等を背景に、成熟型の都市構造としてコンパクトなまちづくりが重要であり、これに対応して、緑による質の高い市街地づくり、緑地の保全などが求められています。

つづきまして、基本方針ですが、「緑の基本計画」では、「基本方針」を定め、本市がめざす緑のまちづくりを総合的かつ計画的に進めることとします。

山々・水辺・農地の緑を守ることの「緑の保全」、都市公園の整備・緑化の推進を図ることの「緑の創出」、市民協働や緑化の普及啓発を図るものとしての「緑の展開」を基本方針の3本柱として設定いたしました。

1つ目は、緑の保全の観点から、「倉敷の豊かな緑を次世代に引き継ぎます」としました。2つ目は、緑の創出の観点から、「花と緑にあふれ、安全で快適に暮らせるまちを創ります」としました。3つ目は、緑の展開の観点から、「優しい心を育み、緑のまちづくりを展開していきます」としております。

つづきまして、基本理念です。20年後の倉敷市の望ましい姿を次期緑の基本計画の新しい『基本理念』として掲げます。

市内に広がる山々、瀬戸内海、高梁川など、豊かな緑と水に囲まれた自然環境。花と緑あふれる質の高い生活環境。市民との協働で進める緑のまちづくり。「かけがえのないふるさと倉敷の自然環境をみんなで守り、質の高い生活環境をみんなで創る。そのようなまちを未来につなげていきましょう」という願いを込めまして、「豊かな緑と水に囲まれた環境、花と緑あふれる暮らしを未来につなぎます。」という「基本理念」を設定いたしました。

つづきまして、「計画の目標水準」ですが、基本方針に沿った取り組みを推進するうえで、数値指標による目標を20年後の平成47年で定めております。基本方針（倉敷の豊かな緑を次世代に引き継ぎます）に沿ったものとして、緑地面積の確保目標ですが、市内の緑を良質な状態で次世代に継承していくため、市街化区域と市域全体の緑地率を将来も維持していくことを目標とします。

つぎに、基本方針（花と緑にあふれ、安全で快適に暮らせるまちを創ります）に沿ったものとして、質の高い生活環境を創出するため、都市公園及び緑地を整備しまして、市民1人当りの都市公園面積を現状8.1㎡/人から平成47年までに10㎡/人までに増やします。また、都市公園と公共施設緑地を加えた、都市公園等の市民1人当りの面積を現状14.9㎡/人から平成47年までに17.2㎡/人に増やします。

また、身近な都市公園等に歩いていける地域の割合ですが、都市公園等の質（利用満足度）を高めるという観点から、市街化区域における身近な都市公園等に歩いていける地域の割合を現状の75.9%から平成47年までに80%に増やしていきます。

基本方針（優しい心を育み、緑のまちづくりを展開していきます）に沿ったものとして、意識調査により身近な緑の量について「緑が非常に多い」または「多い」と回答した市民の割合を現状33.9%から平成47年までに40%に増やします。

また、市民の意識調査により緑のまちづくりについて「積極的に関わりたい」または「できれば関わりたい」と回答した市民の割合を現状53.6%から平成47年までに60%に増やします。

つづきまして、「緑の将来像実現に向けた施策」について、ご説明いたします。3つの基

本方針、「緑の保全」「緑の創出」「緑の展開」に基づいて目標を設定し、その目標に基づいて施策を分類しております。

基本方針の「倉敷の豊かな緑を次世代に引き継ぎます（緑の保全）」に基づく1つ目の目標は、「骨格となる緑の保全・活用」とし、市内に広がる山々、高梁川に代表される河川やため池、海岸などの水辺、市街地周辺に広がる農地は、骨格となる緑として保全・活用を図ります。施策としましては、「丘陵地の保全・活用」「水辺の保全・活用」「農地の保全・活用」に分類いたします。

2つ目の目標は「特徴的な緑の保全・活用」とし、優れた自然環境、地域を代表する緑、暮らしに密着した緑など、特徴的な緑の保全・活用を図ります。施策としては、「優れた自然環境の保全・再生・活用」「地域を代表する緑の保全・活用」「暮らしに密着した緑の保全・活用」に分類いたします。

これら緑の保全については、法律や条例による規制、指導が主なものとなり、これまでと同様な取り組みを継続していくこととなります。

次に、基本方針の「花と緑にあふれ、安全で快適に暮らせるまちを創ります（緑の創出）」に基づく1つ目の目標は、「フラワーガーデンシティの形成（都市公園等の整備）」としております。市民の憩いの場や自然とのふれあいの場となる都市公園等の適正な配置や機能の充実に努めます。施策としては、「身近な都市公園等の整備」「都市基幹公園の整備」「その他の公園・緑地等の整備」に分類します。

2つ目の目標は「フラワーガーデンシティの形成（緑化の推進）」とし、暮らしに、豊かさや安らぎ・うるおいをもたらす花や緑あふれるまちづくりを市民・企業とともに推進していきます。施策としては、「公共施設の緑化」「拠点等における良質な緑の創出」「民有地の緑化」に分類いたします。

3つ目の目標は「安心・安全な市街地の形成」としまして、防災に役立つ都市公園等の整備及び適正な管理により安全・安心な市街地の形成に努めます。施策としましては、「都市公園等の防災機能の充実」「暮らしを守る緑の充実」に分類しております。

つづきまして、基本方針の「優しい心を育み、緑のまちづくりを展開していきます（緑の展開）」に基づく1つ目の目標は、「花と緑を愛する優しい心の育成」とし、積極的に緑化イベントを開催しまして、緑に関する情報提供を行い、花と緑を愛する優しい心の育成に努めます。施策としては、「緑化イベント等の充実」「緑に関する情報の提供」「花と緑を愛する市民や団体の育成・支援」に分類します。

2つ目の目標は「フラワーガーデンシティの展開」とし、花や緑あふれるまちづくりを市民や企業との協働により展開していくとともに、その仕組みづくりに努めます。施策としては、「公園や樹木等の適正な維持管理」「助成制度等の充実」「協働による緑のまちづくりの推進」に分類しています。

次に、「地域・地区別方針」です。

地域・地区の区分につきましては、「倉敷市都市計画マスタープラン」が定めている、倉

敷地域、児島地域、玉島地域、水島地域の 4 地域と庄地区、茶屋町地区、船穂地区、真備地区の 4 地区に分類します。

各地域・地区について、緑のまちづくりの目標を地域の山々、川やため池などの水辺、市街地に残る貴重な緑、社寺林など地域特有の豊かな自然環境の保全・活用を図ることと、地域の拠点となる J R の駅や公共施設、支所周辺では、花や緑の演出等による地域の顔づくり、民有地や公共施設の緑化を推進する、ということを目指と定め、緑の保全・創出の観点から主な取り組み内容を取りまとめております。

最後に緑の基本計画の推進体制ですが、市民・事業者・各種団体などの各主体と協力しながら、緑の施策を効果的に推進し、緑の基本計画の実効性を確保いたします。

緑のまちづくりのそれぞれの役割としましては、市民の役割はまちづくりへの参加や施策事業への協力、自主的な緑化等の推進ですとか、各種団体の役割はまちづくりへの参加、施策事業への協力、人材の育成、緑化活動の推進、事業者の役割はまちづくりへの参加、施策事業への協力、人材の育成、地域社会への貢献などです。行政の役割としましては計画の策定や施策事業の実施、情報・技術の提供、各種活動の支援などです。また、庁内の推進体制としましては緑化推進本部を中心に緑の施策を推進していきます。

つぎに計画の進行管理につきましては、P D C A サイクルによる管理をしまして、計画の策定・実施・点検・見直しのサイクルによる管理を行いまして、社会経済情勢や事業の進捗状況に応じて計画を継続的に改善していきます。

また、計画策定後は、実施計画を立てまして、施策の進捗管理を行います。現行の緑の基本計画と同様に、この倉敷市環境審議会への報告を行なっていきたいと考えております。以上が駆け足で説明しましたが次期倉敷市緑の基本計画の概要でございます。

つぎまして、パブリックコメント集約結果について、説明させていただきます。「議事 2-2」と書いてある A 4 の資料とスクリーンにも同じものを示しまして説明させていただきます。

前回の審議以降、計画書（素案）につきまして、パブリックコメントとして、広く市民の方から意見を募集しました。昨年末から行っていましたパブリックコメントの結果として、市民の方のご意見と市の考え方についてご報告させていただきます。

意見募集期間は、平成 27 年 12 月 7 日（月）～平成 28 年 1 月 4 日（月）の約 1 か月間でした。先ほども言いましたように意見等の件数は、3 人の方から 7 件ございました。

結果として、ご意見と倉敷市の考え方を報告いたします。

ご意見の内容ですが、全体的に 7 件とも、公園の整備に関することや、公園の適正な維持管理など具体的な緑の施策についてのものが主な内容でございました。

まず 1 件目ですが、「倉敷市には、大都市と異なり市域には山林地域が多くありますが、現在はその山地が活用されていない現状です。そこで、中学校区に一か所、山と耕作放棄地の部分を確保し、地域住民の「憩いの場」、子どもの「プレイパーク」的に整備・活用することを考え、そのプランは、専門家と行政と住民が協同作業とする「杜の公園」整備機

構を組織して造成する。特に、住民側には、元気な高齢者にも作業に参加してもらえるように募る。これこそ、倉敷ならではの「住みたくなる地域」に大いに役立つものと考えます。」というご意見でした。

倉敷市の考えとしましては、横に書いておりますが、山林は、環境保全、防災、レクリエーション、景観など多様な機能を有しており、緑の基本計画の本文 26 ページに記述しているように緑の保全を図ること、良好な状態で次世代に引き継ぐことが必要であり、適地があれば教育施設、レクリエーション施設などの整備による保全・活用の検討も必要であると考えています。いただいたご意見については、緑の将来像実現に向けた施策を実施する中で参考とさせていただきます。

2 件目のご意見ですが、「もっと広く市民への「花と緑あふれるまちづくり」の意識啓発のための意見として、次のことを提言します。1. 「市民憲章」看板の設置 倉敷市民としての誇りをもてるように、公園等広く市民の目に触れる箇所に、見た目に美しい看板を設置する。2. 「市民の花壇」の設置 市道や公園など市有道の適当な場所を、花壇として老人クラブや婦人会など自発的な市民組織に提供し、ハード面は市が負担して、植栽や管理などソフト面はその団体がおこなう、協働によるまちづくりを推進する。」という、意識啓発のため、市民憲章の看板設置や市民花壇の設置といったご提案でありました。

倉敷市の考えとしましては、市民憲章で謳っています「自然を生かし、緑と花のあるきれいな環境をつくります。」とともに、市民との協働による緑のまちづくりの推進、市民の意識啓発は重要であると考えておりまして、緑の基本計画の本文 52～55 ページに記述していますように、緑のまちづくりの展開を図ることとしています。いただいたご提案につきましては、緑の将来像実現に向けた施策を実施する中で参考とさせていただきます。

つづきまして、3 件目ですが、「地域の人が市に無許可で花や木を植えている公園がありますが、雑草がはびこるなど景観を損なっています。剪定されない木は、枝が茂り、外部から見えにくかったり、フェンスの外にはみ出して、車や自動車、人の通行の妨げしているところもあります。公園の緑化や適正な維持管理について次の事項を提案します。市内の公園をチェックし具体的な対策を講じる。個人で勝手に公園に花や木を植えないことを徹底させる。フラワーボックスを設置し、町内会等に世話をしてもらう。病虫害駆除。高い木の剪定。定期的な低木の剪定、中高木の胴吹き等の除去。老朽化した樹木の対策。」というご意見がございました。

倉敷市の考えとしましては、緑の基本計画の 54 ページに記述しているように、花や緑あふれるまちづくりを展開するため市民・企業との協働により、樹木の剪定や病虫害の駆除など適正な維持管理に努めてまいります。いただいたご提案は、今後の公園の維持管理の参考とさせていただきます。という考え方です。

つづきまして、4 件目のご意見ですが、「倉敷市内の公園清掃を委託するすべての個人、グループ、団体に、公園管理（遊具点検、剪定、草刈、除草、清掃等）の講習会の実施。公園管理を委託されている個人、グループ、団体のネットワークづくり。」といったご意見

がありました。

現時点では、公園美化清掃管理の団体には、一般的な清掃作業を中心に委託しているため、講習会などは実施していない状況です。今後、団体からの要望があった場合など必要に応じまして、講習会の実施や団体間のネットワークづくりを検討していきたいと考えております。

つづきまして、5 件目ですが、「公園利用者に対する安全安心な公園利用のための啓もう活動が必要。」というご意見でありました。

市の考えとしましては、公園利用者の安全確保を図るためには、公園利用者に対する安全安心な公園利用のための啓もう活動も必要であると考えております。緑の基本計画の本文 54 ページの 1) 公園や樹木の適正な維持管理の②に「また、公園や遊具の利用などについて、ホームページ、広報紙、看板などを通じて安全に対する意識の啓発に努めます。」という言葉を追記いたします。

6 件目のご意見ですが、「公園の持つ空間は地域にとってかけがえのない広い空間です。全ての公園に接することはありませんが、名だたる市内の大きな公園だけでも広く市民の憩いの場として、広報などを通じて季節ごとの緑の状況、有する散歩道等を知りたい。」という、ご意見がございました。

倉敷市の考えとしまして、現在、倉敷市公園緑地課ホームページにて、市内の主要な都市公園、季節の樹木など情報提供を行っております。緑のまちづくりを展開するためには、緑の基本計画の本文 52 ページに緑に関する情報の提供に記述していますが、講習会、パンフレット、ホームページ、広報紙などによる情報の提供も重要な施策の 1 つであると考えております。今後もより広く市民の皆様にも周知されるよう、継続的な情報発信に努めてまいりたいと思っております。

つづきまして、最後の 7 件目ですが、「ある会合の場で次のような意見・要望等がありました。公園を創りすぎている感じがする。(手を人工的に入れすぎ) アスレチックのやれる公園が欲しい。美観地区の柳の剪定の回数が多い。剪定のしすぎの感あり。夏場の観光客の涼感と日蔭がとれない。公園ボランティアが育っていない。」という、公園の整備や維持管理に関するご意見・ご要望でありました。

倉敷市の考えとしましては、新たに公園を整備する際には、計画の段階で市民参画を図ります。どのような公園にしたいか、どんな施設が必要かなど多様なニーズが反映された利用満足度の高い公園づくりを進めてまいります。また、公園や樹木の維持管理につきましては、それぞれ場所、目的にあった適正な維持管理に努めます。

緑の基本計画についてのパブリックコメントのご意見と倉敷市の考え方の報告は以上です。

つづきまして、最後ですが、緑の個別事業について、説明いたします。資料としましては右上に「議事 2-3」と書いてある A 3 の資料とスクリーンの方で説明させていただきます。

緑の基本計画では、基本方針に基づき具体的に推進する取り組みの内容と方針まで示し

ております。ここでは、倉敷市が緑の基本計画を基に、具体的にどのような事業をしているのか、しているのかを説明したいと思います。スクリーンの方には、緑の基本計画の基本方針に基づく施策の体系図を示しております。

緑の将来像実現に向けた施策で先ほど説明したように、3つの基本方針、緑の保全・創出・展開に基づいて目標をそれぞれ設定し、その目標に基づいて施策を分類しております。スクリーンの方には、「緑の保全」の基本方針「倉敷の豊かな緑を次世代に引き継ぎます」について示しております。

A3の資料の1ページをご覧ください。表の左の方から、基本方針、目標、施策を挙げてあります。その右に施策に対応しました「緑の個別事業」として、所属でありますとか事業名、事業内容の方を挙げております。

主な事業といたしましては、「丘陵地の保全・活用」では、倉敷市森林整備計画により、森林の整備及び保全を実施します。また、松くい虫予防の薬剤散布、伐倒駆除や林野火災の予防啓発に努めます。

「優れた自然環境の保全・再生・活用」では、ふれあいの森や美しい森の適切な維持管理に努めます。

「地域を代表する緑の保全・活用」では、地域を代表とする、巨樹・老樹、また、景観重要樹木の認定・指定をし、保全いたします。

「暮らしに密着した緑の保全・活用」では、良好な景観、環境を形成する緑を法や条例で保全するための区域の指定を検討してまいります。

次に「緑の創出」の基本方針「花と緑にあふれ、安全で快適に暮らせるまちを創ります」について説明します。資料の2ページ、3ページとなっております。

主な事業で、施策の「身近な都市公園等の整備」では、市街地での公園整備を推進し、適切な配置で設置いたします。また、既存の公園については、利用しやすい公園づくり、市民のニーズに対応した公園に再整備を進めます。

「公共施設の緑化」では、地域の道路沿いにおいて、花を育てるボランティア団体に花苗や種を配布し、地域を花で飾ります。

「拠点等における良質な緑の創出」では、駅やバスステーション、倉敷中央通り、水島商店街などの愛称通りにフラワーボックスを設置し、季節の花で飾ります。

「民有地の緑化」では、開発行為に対して、法や条例により、緑の保全が図られるよう規制・指導をします。また、緑化推進モデル地区、オープンガーデン、遊休地の植栽など緑化推進のための仕組みづくりを検討いたします。

「都市公園等の防災機能の充実」では、都市公園に防災機能を有した公園施設の設置を検討いたします。

資料の4ページ、5ページです。基本方針「優しい心を育み、緑のまちづくりを展開していきます」に基づく緑の個別事業です。

主な事業で、施策の「緑化イベント等の充実」では、市民などが緑にふれる機会や場を

増やすため、くらしき都市緑化フェア、花いっぱいコンクールなどを実施します。

「緑に関する情報の提供」では、緑化意識の向上を図るため、パンフレット、ホームページを作成・配布や緑のリサイクル事業、結婚誕生記念樹の配布などを進めていきます。

「花と緑を愛する市民や団体の育成・支援」では、学校教育を通して、緑化教育のため、花苗の栽培や緑化ポスターコンクールを実施します。また、市民の緑化活動団体である花の銀行、緑化推進員などの緑化活動について花苗や種の配布、活動の機会、情報の提供に努め、団体の育成を図ります。

「公園や樹木等の適正な維持管理」では、都市公園、街路樹、緑地などの適正な維持管理に努めます。また、公園施設長寿命化計画に基づき、老朽化した公園施設の更新を行います。

「協働による緑のまちづくり」では、公園など適所を市民に開放し、草花の栽培の楽しめる場として提供したり、利用満足度の向上、愛着の醸成につながるワークショップなどの市民参加型の公園づくりを目指します。

緑の個別事業についての説明は以上です。

次期緑の基本計画策定後は、この緑の個別事業を基に、実施計画を立て、施策の進捗管理を行い、この倉敷市環境審議会への報告を行っていきたいと考えております。

質疑応答等

（会長）

どうもありがとうございました。ただいまご説明をいただきましたが、これに関しまして、ご意見あるいはご質問がありましたらお願いします。

（委員）

ご説明ありがとうございました。個別の事業については色んな事がよく書かれていると思うんですが、非常に引っかけたのが、全体として行政がやっているからか、上から市民に対して落としている、という感じが見ていて感じるんです。例えば、パブリックコメントのところなんか、答弁は全部行政が上で、上から市民さんに対して答えてあげているという上下を感じます。行政と市民が一体となって一緒になってやっている感じよりは、行政が上という感じがすごくして、答えも書いてあることは間違っちゃいないんですが、全部行政の責任でやるのかと。倉敷は市民と行政が一緒になって緑を作っていくんだという市民の主体性を生み出すような感じになっていない。パブリックコメントをやっていながら、たった 3 人しか答えない。倉敷市っていったい人口何人いるんだろうと、人口何人中結局 3 人しか答えないという、しかも 7 件しかこないというのは、本当にみんなに周知したのか。実際この計画作りで大事なことは、できてから「できました」って周知するんじゃないくて、できる前に「どうしましょう」と皆さんの声を聞くことです。みんなの声を反映したものができあがったら、みんなが自分たちの計画だと思って頑張れるんですが、

できあがってから「どうですか」と言われたら、単に押し付けられて、「行政のことをやった責任は行政がやるんでしょね」となります。作る段階のパブリックコメントの段階で、より多くの人たちに意見を聞く努力を、3人7件ってというような意見しか取れないというのはあまりに少なすぎます。意見が少なそうだとか、周知できないのであれば、意見を聞くための市民ワークショップを開くとか、市民の皆さんに、ちゃんと声を聞けるような形をとって、市民の皆さんが自分たちも計画と一緒に作ったんだという意識を持ってもらわないと、なかなか現実には動かないんじゃないかなと思います。実際基本計画の説明資料をパワーポイントでやっていただいたところで、8枚目のところに計画の目標水準が書いてあり、数値を見てもらえばわかるんですが、いかにも行政が作ったという感覚がすごく出ています。例えば、平成26年から平成47年ということは20年間かけていて、身近な緑の量が多いと感じる人の割合は33.9%から40.0%しかない。20年かけてこれだけしか目標がないっていう。これを市民と一緒にやっていたら、もっと高い目標をみんなさせようよ、もっとみんなでもってこうよという形で計画を組めるんじゃないかと思うんですね。そのあとの関わりたい人の割合だって、20年間かけて53.6%から60.0%にしかない。目標設定が低くなるのは、行政が中心で行政施策で確実にできるところで組んでいるからこういう形になるのかもしれないんですが、本当の意味で緑の基本計画をちゃんと20年間かけてやる市民と一緒に作っていくというのなら、もっと大きな高い目標をもって、覚悟をもって書く感じじゃないんですか。計画の内容はこの内容であればできると思うんです。確実にできるかもしれないけど、それで本当にいいのかな。もうちょっと市民と一緒に、もっと覚悟をもって、倉敷をもっといいものにするんだという意気込みが感じられるような目標設定にした方がいい。内容そのものがすごくよく書けていて、すごく細かく書いてあるんですが、根本的なところに何か足りないんじゃないかなというのをすごく考えています。計画確定という形で市民に、これで決まりました、皆さんにパブリックコメントも1か月間ちゃんとしましたよ、といった感じで、本当にそれでいいのかっていうのを、今日の計画を見ていて個人的にはすごく気になりました。これで確定するにしても、できる限りもうちょっといろんな人の声を聞いて、最後の仕上げをしてもらった方が、市民の持つ主体性が出てくるんじゃないかなと思いました。

(会長)

ありがとうございました。非常に厳しいご意見を頂戴いただきましたが、これに対していかがでしょうか。

(事務局)

ご意見ありがとうございました。策定の時に、最終的に計画書として全体の計画としての市民の声をパブリックコメントとして先日まで募集していました。その前の段階で、計画書を作成する段階では、市民アンケートでありますとか、各地区で地域別の懇談会を開

催して、市民の皆さんの意見の吸い上げについては、昨年審議会の方の場でもご説明させてもらったのですが、そういう意見の吸い上げは行っていました。

(会長)

よろしいでしょうか。何か他にございますか。

私の立場で申し上げるのも変ですが、パブリックコメントは非常に重要です。私も、今までもかなりパブリックコメントに関係してきています。その時に、若い人からの意見が少ないということで、岡山県の場合は岡山大学環境理工学部の学生たちと一緒にいろいろと意見を戦わせて、新しい考え方を入れるという試みもさせていただいたことがございます。やはりそれくらいのことをしないと、なかなかパブリックコメントが上がってこないというのも事実です。ですから、その辺のことを行政側として非常に苦労なさっていらっしゃることもよくわかっております。今回 3 名だったということは、やはり皆さんにご意見を伺うチャンスが少なかったのではないかと私自身も反省しておりますし、折角のチャンスをもったいなかったと思います。いまさら、この辺のことを云々ということはできませんので、皆さんとご一緒に、一般の市民の方々からの意見を吸い上げる方法を考えていくということを少し提案させていただきたいと思います。

それからもう 1 件、非常に大事なことをおっしゃってくださいました。上からの目線で書かれているような感じがするというのはやはりマイナス要素になります。もう一度、表現の仕方、書いてあることは当たり前のことであって、非常にいいことであっても、今もおっしゃっていただきましたように、書き方そのものをもう少し考える余地があるのかなと、そういう文書のところもあるのかなと私自身も少し感じているところでございます。

いかがでしょうか。皆様のご意見もお願いいたします。

(委員)

私も委員さんのように本当にそう感じたんです。それはなぜかということ、市民の方の意見というのはかなり具体的ですよ。具体的に書かれているっていうのは、そういうことに非常に気になっていて、そうしてほしいっていう願いがあって、たった 3 人で 7 件だったと思うんですが、要求を聞いてほしいなっていう思いを、この文章の中に私は感じました。市の考え方の回答としましては、そんなこといちいち具体的にコメントするのはなかなかできにくい状況とか立場があるんだろうと思うんですが、「いただいたご意見については」って言われると、パブリックコメントを要求された時にまた書こうかなっていう気が私はしない。こういう回答であれば、言ってもまた同じような回答が来るのかなと思うと、しようという気が私は起こらなかったんです。具体的に思っ書かれているものに対しては、できる限りもうちょっとこの意見に対してあってほしいなっていう気がいたしました。立場上詳しいことはできないのもおありだろうかなと思いますが、そういう勇気を出してかどうか分かりませんが、せつかくの意見に対してはもう少ししてほしいなという。

もし私がそうだったらしてほしいなという気がしました。

(委員)

緑の個別事業について、この個別事業の配られている表は今のところの原案の方には含まれてはいないようですが、いずれ何かの形で市民の目に触れるようになると考えてよろしいのでしょうか。

(事務局)

緑の個別事業なのですが、策定後にこれを基に実施計画を立てていこうと考えております。今年度の計画であるとか昨年度の実績等々を環境審議会の方で報告したいと考えております。市民への公表につきましては今のところはまだ考えていないのですが、公表するのならホームページ上で公表するとか、いろいろ考えていきたいと思います。

(委員)

これを直接公表するわけではないみたいですが、様々な部局が様々なことをされているというのが一緒になっています。私も事情が分かっている部分だけで言いますと、土木課さんの倉敷川の管理事業でも、ミズアオイの保全是環境政策課さんですとかあるいは自然史博物館の友の会で企画し、土木課さんの事業に見えてその他の様々な団体とか他の市役所内の方々が関わっていることがありますので、主体がどこかというのを示していただくのが必要かと思います。いずれ何かの形でこういった情報を公開されるときは、その業務に関して、こういった形でこういった担当課さんが関わられて、現に市民が関わっているんだったら、こういった市民団体とか市民が関わっているのかをわかりやすく情報提供するような形にしていきたいです。実際には現に連携してされている事業もあるかと思いますが、それもできるだけ同じような内容、連携できるものは連携していただいて、さらに市民団体ですとかそういったところと協働するような形で進めていっていただければと思います。

(事務局)

貴重なご意見ありがとうございました。参考にさせていただきます。

(会長)

ありがとうございます。おそらく今回の場合は、この表に責任部署という形で挙げられておられるのではないかと、この後今おっしゃったようなことで一つ一つ連携部署等々を書き上げていただけるのではないかと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

他には何かございませんでしょうか。

(委員)

細かな内容ですが、個別事業の 1 ページ目で、山火事予防看板が 5 番目にあり、タバコの投げ捨て防止の呼びかけを重点にした山火事予防看板の設置とありますが、これは禁煙ではだめなんではないでしょうか。もしくは歩きタバコ禁止。基本的に歩きタバコというのもマナーとしてもそうですが、どこであっても認められていない問題です。そのあたり、倉敷市の中でタバコ全体が緩やかな感じがするんです。ここは看板を設置するんだったら、タバコの投げ捨て防止じゃなくて、禁煙、譲ったとしても歩きたばこの禁止と明記するかと思われますがいかがでしょうか。

(事務局)

担当部署を通して相談させていただきまして、載せるべきなら載せるということで考えてみたいと思います。

(委員)

タバコ投げ捨て防止は、基本的に山道でタバコ吸うのも認めているということですので。

(会長)

ありがとうございます。根本的なところからもう少し戻っていただいて、決めるところは決めていただきたいと思います。今日のご回答が難しいと思いますので、ご検討いただいて、後ほどご回答をいただければと思います。

他には何かございませんでしょうか。

(委員)

計画全体で今更の話ですが、先ほどの意見等ありまして読んでみまして、全体を眺めたときに市民が参加するのは推進のところだけ、最後の章の計画の推進体制の時に市民・団体・企業・行政で一体となってやっていきましょうよというのが初めて出てきて、その前の記述の中に、理想的に良いことやるべきことをいっぱい書いてあって、それはいいんですが、市民がどうしたらいいかということがあまり出てこない部分があって、先ほどの意見等があったんだと思います。なおかつ、行政が推進する中での数字目標を抱えられているんですが、この計画の中で市民が頑張ることによって目標を達成できるようなのが書けたらいいんでしょうけれど、目標自体が数字目標ということで、なかなかこの緑の計画では難しいと思われます。そういったことから、先ほども意見がいろいろあったと思いますが、できれば個別事業の中で、市民にはこういったものを積極的にやっていただかないと前に進まないですよとか、市と行政と関係団体と一体とならないと、この計画は推進できてもいいことになりませんよということをアナウンスして、その中でより協働ができていったらいいかなと思いますので、そういった観点も含めて推進いただけたらありがたいと

いう意見でして、予防的な話です。先ほども上から目線という話もありましたが、読むとあまり市民の対応が入ってないんで、多分余計疎外感があるのかなと感じました。そのあとに個別計画の中で、市として市民を巻き込むような形での推進を図っていただければありがたいかなという意見です。よろしくお願いいたします。

（事務局）

市民に関することなのですが、ページでいいますと、緑の将来像の実現に向けた施策の中の 52 ページから 55 ページまでに基本方針の優しい心を育む緑のまちづくりを展開していきますというところ、例えば 55 ページ協働による緑のまちづくりの推進ということで、市民にしていっていただきたいことなどについてコメントしております。これに基づいて、情報交換の場があれば、市民の方と一緒にやっていきましょうとかそういうことを訴えていきたいと思います。

（会長）

ありがとうございました。同じ内容でも書き方によってずいぶん訴え方が違ってきます。行政的な書き方と一般の方々が書くときの表現とがちよっとずれているようなところも時々見られますので、この辺のところは少し再チェックをして、市民の皆様が納得できるような言葉を探してもいいのかなと私自身が 54 ページを見させていただいて感じたところでは。というところで、よろしいでしょうか。

他には何かありませんでしょうか。今日が最終でございますので、心残りないようにどうぞご質問をお願いします。

（委員）

皆さんの意見を聞くとパブリックコメントであるとか。それよりも、全体的な一番大きなところを聞きたいんですが、こういうことは環境審議会じゃなくて市民トークとかで言うべきことかもしれないんですけども、環境白書の伊東市長のはじめにある書類を読みますとすべていいことをばっかり環境施策に対する伊東市長の言葉があるんです。私の小論文では地球温暖化問題について書きましたが、市長あるいは市の市長在任中にこれはやりたいということがどうも見えてこないというか、内容が全部いいことばかりやっているようで、先ほど環境リサイクル局長がCOP21のことを言いましたけれども、COP21にしても結局わからないような感じがしたんです。市の環境あるいは特に一番大きな問題は温暖化ですが、そこは市長あるいは市当局としてどういう協調性を持っているのかというかが一番知りたいところです。要するにここは一応市のトップの書いてあるところになっていると思うんですが、その方向性というかそれが見えてこない。もし、意見を持っている市の方がおられましたらお願いします。

(事務局)

この本は私どもの課の方で作成させていただいております。すべての文言について、毎年精査をして、その時の時流にあったことを、市長の方針等を踏まえて書いているつもりでございます。委員さんがおっしゃられていることは、市長の考えをもっとここに反映させた方がいいということでしょうか。

(委員)

いいえ。ここという方向性を。すべてを網羅している、もちろんそれも一番大事なことだと思うんですが、議会で聞いたこともあるんですけども、どうも箸にも棒にもかからない。

(事務局)

なかなか個別のことに言及するというより、環境に関するすべてのことを総括したような緒言というか最初の言葉になっているので、今おっしゃられているのは市長の主張がわかるように書いたらどうかということでしょうか。

(委員)

そうですね。

(事務局)

これはもう何十年も書いていますが、倉敷市の環境行政はどうやっていきますとか、今どういう現状なのかということを書いているので、あまり主義主張が入っているような内容にはなっていないのが現実です。現実的には、どのようなことを重要に思って環境部局が仕事をしているか、ということが主に書いてあります。予算のつき方も大小ありますが、それによって決まるわけでもないですし、どれも大事だと思うので、難しいですね。これは環境部局の現状を皆で練って、時間的にはずれがありますが最新のことで市長の意に沿うことを書くつもりで見えております。

(会長)

難しい質問に答えていただいてありがとうございます。環境白書がどういう位置付けになるか、ということだと思うんです。今までの傾向として、ある程度総花的なのかもしれませんが、ですから、市長の考えがそこにあまりにも偏って出てしまいますとまずくなりますし、ですが、あまりにも行政的な文章だけで終わっていると、読んでいる方もあまり面白くない。この辺のところをどのように持っていくかというのは、今後伊東市長も交えてご検討いただければありがたいなと思います。よろしいでしょうか。

他には何かありますか。

(委員)

策定段階に各地域で意見を聞く場を設けたということだったと思うんですが、各地域の将来像を書いてありますので、緑の基本計画策定後は各地域に直接説明の場を設けるようなことは考えられていますか。

(事務局)

現在のところはまだ考えておりません。

(委員)

できればそういった機会が何らかの形であった方が、話だけ聞いて、できたものを放り投げてできましたよりは、こういうことになりましたというものを直接説明していただいた方が、市民の皆さんにも理解していただけるんじゃないかと思いますので、是非ご検討ください。

(事務局)

ありがとうございます。検討します。

(会長)

ありがとうございました。他にはよろしいでしょうか。

(委員)

以前、緑の基本計画の中での話で、対象とする緑として、水面なら河川・ため池等あらゆる水辺の水面も対象に入っていたと思うんですが、個別事業の中で見ますと、河川・ため池あるいは用水路・海岸線も入るんだろうと思いますけれども、そういった水に接する面の個別事業というのがほとんど出てこない。あるいは、例えば、池があれば池そのものは倉敷市としての資源だろうと思うんですが、これに少し手を加えて取水もできるという、そういった個別事業が出にくいのか使っていないのか、ちょっとそこら辺がよくわかりません。いわば花壇とかそういった一過性の、一過性と言い過ぎかも知れませんが、そういうものに偏りすぎた個別事業になっているんじゃないかなという印象に思えます。例えば、用水路であれば、水の流れる用水路の水の流れをコントロールして、その中で生きているものがどういう風に生育していくかといったものも含めて、水辺の個別事業というのがあまりに少なすぎると思うんですが、その辺の個別事業は出てこないということなんでしょうか。その辺ちょっと聞きたいんですが。

(事務局)

この個別事業につきましては、事務局であります公園緑地課で庁内の各担当課に意見聴取をしまして、緑に関する、水辺に関する、保全に関する、推進に関する事業があったら

報告してください、といって報告されたものが今日ご提示しています緑の個別事業になっております。水辺の保全・活用については今のところ土木課の方で挙げていただいておりますが、環境審議会の方でこういうご意見があったということを庁内の策定部会の中で報告させていただこうと考えております。

(会長)

ありがとうございました。審議会の方からこういう意見があったということで、個別事業が他にあれば、また提出していただきたいということでよろしいでしょうか。

いろいろと議論を重ねてまいりましたが、議論は尽きないというところです。おおよその形が出来上がってきたのではないかと考えております。ただ、今日は非常に重たい宿題といえますか、皆様からの大きなご要望がありましたので、この辺のところを詰めさせていただきまして、今後につきましては、会長であります私にご一任させていただければありがたいのですが、よろしいでしょうか。もし、反対の方がいらっしゃいましたら、どうぞ挙手をお願いします。お認めいただけるようでしたら、この後、事務局側に今日のご意見を反映した形で修正案をつくっていただきまして、私と田口副会長さんに案をもっていただきまして、ご説明いただければありがたいと思います。そういうことでよろしいでしょうか。ありがとうございました。それでは、事務局側もそのようにお願いしたいと思います。

5 その他

(会長)

それではその他に移らせていただきます。事務局から何かございますでしょうか。

(事務局)

3点ほどご連絡があります。

まず、次期緑の基本計画につきましては、会長に御一任いただきましたので、会長の指示通り、会長・副会長のご確認ののち、3月末には、審議会からの答申をいただきたいと考えております。ご審議に多くのお時間をいただきまして、大変ありがとうございました。

次に、2点目ですが本年度の環境審議会は、本日にて最後となる見込みです。委員の皆様には、2年の任期でお願いしておりますので、来年度につきましても、環境審議会へのご出席をよろしくお願いいたします。第1回目の開催時期ですが、7月から8月あたりとなる見込みでございます。

最後になりますが、年末にマイナンバーの確認をとらせていただくなど、大変ご面倒をお掛けいたしました。ご提出いただいたものは、適正に処理をいたしました。以上になります。

(会長)

ありがとうございました。

委員の方から何かその他がございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは以上で議題の審議は終了いたしました。いろいろと今日も非常に建設的なご意見を頂戴いたしまして、答申となるものができつつあります。ご協力に本当に感謝いたしております。どうもありがとうございました。それではマイクを事務局の方へお返しいたします。

6 閉会 あいさつ（環境政策部 永瀬部長）

議事録承認

会 長

神 陽 子 

署名委員

藤 原 淑 子 

署名委員

三 宅 隆 